4　基本利用領域
　住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域
5　券面事項確認アプリケーション
　個人番号カードの券面（表面のほか裏面を含む。以下同じ。）に記載された事項及び印刷された写真について、真正であることを確認する目的を実現するためのアプリケーション
6　券面事項確認利用領域
　券面事項確認アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域
7　券面事項入力補助アプリケーション
　個人番号カードの券面に記載された事項について、その入力を補助する目的を実現するためのアプリケーション
8　券面事項入力補助利用領域
　券面事項入力補助アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域
9　公的個人認証サービスアプリケーション
　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。第４の１の⑵のエにおいて「公的個人認証法」という。）第１条に規定する目的を実現するためのアプリケーション
10　公的個人認証サービス利用領域
　公的個人認証サービスアプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域
11　条例等利用アプリケーション
　法第18条の条例等に規定する事務を処理するためのアプリケーション
12　条例等利用領域
　条例等利用アプリケーションのために個人番号カードの半導体集積回路上に割り当てられた領域

第２　通知カードのセキュリティ対策等及び管理等
1　通知カードのセキュリティ対策等
⑴　券面の偽造等の防止
　通知カードの券面の偽造等を困難にするとともに、偽造等されたものでないこと等を、通知カードの提示を受けた者が確認できるようにするため、通知カードには画紋を黒くすき入れた紙を用いるとともに、その表面に地紋を印刷する等の措置を講ずること。
⑵　通知カードの交付
ア　通知カードの用紙は、保管庫等に保管すること、持出し及び返却の確認をすること等により、適切な管理を行うこと。
イ　住所地市町村長は、個人番号カード等省令第11条第１項に規定する再交付申請書の提出があった場合には、通知カードの再交付を受けようとする者が当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者であることを確認するとともに、現に交付を受けている通知カード又は個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該通知カード又は当該個人番号カードを返納させること。
ウ　住所地市町村長は、通知カードの発行に際しては、コミュニケーションサーバの端末機等を用いて、表面記載事項を印刷すること。
エ　ウの処理の実施及びウの処理に必要な情報の管理については、安全な環境を確保し、適切に実施すること。
⑶　通知カードの作成委託の制限
　通知カード（交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物であって個人情報が記載されたものを含む。以下⑶において同じ。）の作成を、委託先事業者等（個人番号カード等省令第35条第１項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした場合にあっては、機構及び機構から当該通知カード・個人番号カード関連事務の一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者。以下同じ。）に委託する場合（個人番号カード等省令第35条第１項の規定により機構に行わせる場合を含む。）には、次のようなセキュリティ対策を講ずること。
ア　住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第４の10に準じた措置を講ずるとともに、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させること。
イ　通知カードの作成に必要なデータを委託先事業者等に送付するときは、住所地市町村長がコミュニケーションサーバにおいて当該データの作成及び暗号化を行い磁気ディスクに出力した上で、当該磁気ディスクを委託先事業者等に送付し、又は独立して設置した専用のデータ転送用機器から電気通信回線を介して当該データを転送することにより行うこととし、併せて次のようなセキュリティ対策を講じること。
　⑺　委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、通知カードの作成専用とさせ、データ転送用機器及びプリンタ以外とは接続させないこと。
　⑴　データ転送用機器を設置し、通知カードの作成に係る端末機と電気通信回線で接続する場合、不正アクセスを防止するために、通知カードの作成に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。
ウ　委託先事業者等が地方公共団体（一部事務組合、機構等を含む。）の場合は、直接、コミュニケーションサーバと委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機を電気通信回線で接続することができること。この場合において、委託先事業者等に設置する通知カードの作成に係る端末機は、委託先事業者等が機構の場合を除き、通知カードの作成専用とさせ、コミュニケーションサーバ及びプリンタ以外とは接続させないこと。
エ　コミュニケーションサーバ又はデータ転送用機器と通知カードの作成に係る端末機を接続する場合の電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。
　ただし、委託先事業者等が機構の場合には、住民基本台帳ネットワークシステムを当該電気通信回線として利用することができること。
オ　委託先事業者等においてプリンタを他の印刷物作成にも利用する場合、切換えの機能を整備させ、通知カードを作成する端末機とその他の印刷物を作成する端末機について、両者の端末機を同時にプリンタに接続させないこと。また、印刷物作成に係る作業を行う場合は、通知カードの作成の業務とそれ以外の印刷物作成の業務を並行して行わせないこと。
カ　通知カードの作成に係る端末機及びプリンタを設置する室は住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第１の13に規定する重要機能室とみなして、委託先事業者等に対し住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第３の１、第３の２及び第４の１と同様のセキュリティ対策を実施させること。
キ　委託先事業者等において、通知カードの作成に係る端末機の管理者を任命させ、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にさせること。また、委託先事業者等において、当該端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを操作者識別カード、暗証番号等により確認させること。
ク　委託先事業者等において通知カードの作成に係る端末機を操作した履歴を記録させ、通知カードの作成委託簿等との照合、通知カード（発行前の通知カードを含む。コにおいて同じ。）の管理状況及び通知カードに記載するデータの管理状況についての確認等を行わせる等、適切な業務を実施するための措置を講じること。
ケ　委託先事業者等に対し、磁気ディスクの使用後の速やかな返却、転送したデータの使用後の速やかな消去等を行わせる等、当該データの利用を通知カードの作成に限定するための措置を講ずること。
コ　通知カード及び磁気ディスクを委託先事業者等との間で受渡しを行う場合は、盗難及び紛失の防止のための措置を講じる等、その取扱いについて十分注意すること。